



武雄市公告第 5 号

公 告

武雄市高齢者等見守り配食サービス事業業務委託について、公募型プロポーザル方式で委託業者の選定を行いますので、提出方法及び受付期間等を次のとおり公告します。

令和 5 年 2 月 1 日

武雄市長 小 松 政



1. 概要

(1) 業務名

武雄市高齢者等見守り配食サービス事業

(2) 業務内容

「武雄市高齢者等見守り配食サービス事業 業務委託仕様書」による。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

3. スケジュール

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和5年2月 1 日 (水) |
| (2) 質問受付期間 | 令和5年2月 1 日 (水) ～2月6日 (月) 午前10時まで |
| (3) 質問回答期限 | 令和5年2月 7 日 (火) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和5年2月 8 日 (水) 午前10時まで |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和5年2月 13 日 (月) 午前10時まで |
| (6) 審査会(食事審査・ヒアリング) | 令和5年2月中旬 |
| (7) 審査結果通知 | 令和5年3月中旬(決定後通知) |

4. 参加資格等

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 武雄市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 武雄市に競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定に該当しないこと
- (4) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成23年訓令第3号)による指名停止期間中でないこと
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成22年法律第225号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

(7) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を受けていること。

5. 参加表明の手続き

(1) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和5年2月1日(水)～2月8日(水) 午前10時まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

イ 受付

午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ 提出先

〒843-8639

佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

武雄市 福祉部 健康課

(3) 提出書類・必要部数

公募型プロポーザル参加表明書(様式2) 1部

【添付書類】 各7部

- ・会社概要パンフレット
- ・同種業務実績表(様式3)
- ・法人の定款
- ・飲食店営業許可の写し

6. 質疑受付及び回答

(1) 提出期間 令和5年2月1日(水)～2月6日(月) 午前10時まで

(2) 提出書類 質問書(様式1)

(3) 提出方法 電子メールにより、健康課のメールアドレスまで提出すること。
ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。

メールアドレス kenkou@city.takeo.lg.jp

(4) 回答期限 令和5年2月7日(火)

(5) 回答方法 一括して質問回答書として取りまとめ、武雄市公式Webサイト「たけおポータル」において公表する。

7. 提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年2月13日(月) 午前10時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

(3) 提出書類・必要部数

○企画提案書（様式4） 1部

○事業計画書（様式4：別紙1） 各7部

【添付書類】

- ・食品衛生責任者の資格証の写し
- ・福祉・介護事業の実績又は障がい者雇用に関する書類
- ・災害や事故発生時の計画（事業継続計画）に関する書類
- ・1か月間の献立表（カロリー、塩分がわかるもの）

○見守り体制計画書（様式4：別紙2） 各7部

【添付書類】

- ・利用者台帳
- ・対応等に関する記録簿

8. 審査

食事審査及び業務実施体制等審査（ヒアリング）を実施する。

(1) 食事審査（試食 30分）

事業を受託した場合に用意する高齢者向けの食事を普通食、きざみ食を各3食ずつ試食する。

(2) 事業実施体制等審査（ヒアリング 30分）

事業実施方針や取組意欲などについて、各事業者15分程の説明を受けた後、質疑応答を実施する。

※映像機材等により説明する場合は、事前に申し出ること。

(3) 審査結果

ア 選定委員による審査結果を市長に報告し、武雄市高齢者等見守り配食サービス事業業務委託事業者を決定する。

イ 審査結果の通知

審査結果については、参加者に通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後7日以内に書面にて説明を求めることができる。

9. 選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「武雄市高齢者等見守り配食サービス事業業務委託に係る選定委員会」とする。

(2) 選定委員会は学識経験等を有する者及び武雄市職員等で構成する。

(3) 審査方法

選定委員会会議及び審査要領は非開示とする。

10. 欠格事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると市長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

1 1. その他留意事

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。但し、提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

1 2. 問合せ先

武雄市役所 福祉部 健康課 たっしやか係
〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10
TEL : 0954 - 23 - 9135
FAX : 0954 - 23 - 8274
E-mail : kenkou@city.takeo.lg.jp